

# 介護分野における経済危機対策 (平成21年度補正予算(案))

福祉・介護人材確保対策に関する説明会資料

平成21年6月3日

厚生労働省老健局



# 介護分野における経済危機対策 (平成21年度補正予算(案))

## 目次

1. 介護基盤の緊急整備等について .....	1
2. 介護職員処遇改善交付金等について	
(1) 都道府県の事務作業内容・事務手順 .....	38
(2) 交付金の執行方針 .....	43
(3) 基金条例案 .....	46
3. 現任・新規介護職員等の研修支援・養成	
(1) 代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業について .....	48
(2) 新規介護職員の養成について .....	54
4. 地域相談体制の強化 .....	58



介護基盤の緊急整備関係



**介護基盤緊急整備等臨時特例基金（仮称）による事業**  
**（介護基盤緊急整備等臨時特例交付金）の概要**

1. 趣 旨

現下の経済・雇用情勢の中、介護機能強化と雇用の創出が緊急に求められていることを踏まえ、「未来への投資」として、都道府県に基金を造設し、各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点の緊急整備等を行う。

2. 交付金の規模

平成21年度補正予算額 合計約2,495億円

3. 交付金の交付先

交付金は都道府県に対し、その申請に基づいて交付する。

なお、交付金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用の対象とする。

4. 交付金事業の実施

交付金は、平成21年度に基金を造成することを目的として都道府県に交付し、造成された基金を活用して、支出することができるものとする。

なお、基金解散時に残余財産が生じた場合は、国庫に納付（返還）する。

※ 基金を造成するため、各都道府県において平成21年度の可能な限り早期に基金にかかる条例等の制定を行う。

5. 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、別紙1の事業（以下「特別対策事業」という）。を実施するため都道府県に基金を造成する。

(1) 特別対策事業の内容

詳細は、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金特別対策事業一覧（別紙1）を参照。

ア 介護基盤の緊急整備特別対策事業

イ 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業

(2) 特別対策事業の対象とならない事業

次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

- ① 既に実施している事業
- ② 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ③ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業
- ④ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設にかかる事業
- ⑤ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

(3) 都道府県からの助成

各都道府県は、管内市町村から提出された基金管理運営要領の第2の(3)基金事業の実施に定める特別対策事業実施計画を審査の上、適当と認められる事業に対して助成を行う。

6. 交付額の配分方法

各都道府県からの協議に基づき、配分する予定（別紙2参照）。

なお、協議については、

- ① 第一次協議：第4期事業計画分＋「上乗せ整備分」＋既存施設スプリンクラー整備分で配分する予定。
- ② 第二次協議：「上乗せ整備分」分等について配分する予定（平成21年度内）。  
の2回に分けて行うことを予定している。

7. 補助率

定額



## 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 特別対策事業一覧

項目	対象施設等	事業内容	実施主体
<b>1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業</b>	<b>①小規模施設（定員29名以下）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模特別養護老人ホーム</li> <li>・小規模老人保健施設</li> <li>・小規模ケアハウス(特定施設) 〔以上3施設はユニット型を基本とするが、地域における特別な事情も踏まえるものとする〕</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・認知症対応型デイサービスセンター</li> <li>・夜間対応型訪問介護ステーション</li> <li>・介護予防拠点</li> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・生活支援ハウス(離島振興法等に基づくものに限る)</li> </ul>	左記の小規模施設等の創設や増設に対して、工事費等の必要経費を助成。	市町村
<b>2. 既存施設の sprinkler 整備特別対策事業</b>  ※ 設置主体が地方公共団体等であるものを除く。	<b>①広域型施設</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・老人保健施設</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・老人短期入所施設(併設を含む)</li> </ul> <b>②有料老人ホーム</b> (主として要介護状態にある者を入居させるものに限る)	消防法施行令改正に伴い sprinkler 設置が義務付けられた左記施設のうち、既存施設であって sprinkler 未設置の施設が整備を行う場合、経費を助成。	都道府県
	<b>③小規模多機能型居宅介護事業所</b> (275㎡以上であり、かつ、要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る)	設置義務はないが、利用者が安心してサービスの利用ができるよう、既存施設であって sprinkler 未設置の事業所が整備を行う場合、経費を助成。	市町村

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の配分方法等について

1. 予算額	約 2,495億円
(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業	約 2,212億円
(2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業	約 283億円

## 2. 予算額の配分基礎単価

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業	約 2,212億円
---------------------	-----------

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」における「面的な配置構想に基づく対象施設等」と同じ施設等。

## ア 一床あたりの単価設定

- ・ 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム 350万円(※)×定員数
- ・ 小規模（定員29人以下）の（特定施設入居者生活介護の指定を受ける）ケアハウス 350万円(※)×定員数

## イ 一施設あたりの単価設定

- ・ 小規模（定員29人以下）の老人保健施設 4,375万円(※)／一施設
- ・ 認知症高齢者グループホーム 2,625万円(※)／一施設
- ・ 小規模多機能型居宅介護拠点（事業所） 2,625万円(※)／一施設
- ・ 認知症対応型デイサービスセンター 1,000万円／一施設
- ・ 夜間対応型訪問介護ステーション 500万円／一施設
- ・ 介護予防拠点 750万円／一施設
- ・ 地域包括支援センター 100万円／一施設
- ・ 生活支援ハウス（離島振興法等に基づくものに限る） 3,000万円／一施設

※ 平成21～23年度の3年間に限り、単価増を行うもの。

(2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業	約 283億円
--------------------------	---------

## ア 対象施設（設置主体が地方公共団体等であるものを除く。）

- ・ 広域型施設：特別養護老人ホーム、老人保健施設、養護老人ホーム、老人短期入所施設  
  〔併設を含む〕
- ・ 有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る）
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所（275㎡以上であり、かつ、要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る）

イ 単価設定

面積要件	㎡当たりの単価
275㎡以上～1,000㎡未満の場合	9千円/㎡ × 面積
1,000㎡以上の平屋建ての場合	17千円/㎡ × 面積

3. 都道府県基金造成のための配分方法

各都道府県からの協議に基づき、次の方法により配分する予定。

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業

$$\text{約} 2,212 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の第4期中における所要見込み額}}{\text{全国の第4期中における所要見込み額}}$$

※ 第4期中における所要額 = 第4期事業計画（平成21～23年度）の所要見込み額  
+ 「上乗せ整備分」の所要見込み額

(2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業

$$\text{約} 283 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の経過措置期間（23年度末まで）における所要見込み額}}{\text{全国の経過措置期間における所要見込み額}}$$

4. 都道府県と市町村事業の配分について

都道府県は、1. (2) の事業において、都道府県が事業主体となる事業（別紙2の2の①及び②）と市町村が事業主体となる事業（別紙1の2の③）との配分割合については、地域の実情に応じて、管内市町村との協議を行った上で、決定することとする。

# 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（仮称）

## の実施に係る事務の流れ（案）

（予算科目：介護基盤緊急整備等臨時特例交付金）

### 【都道府県】（都道府県事業の実施と広域調整）

#### 基金条例制定／基金積立

- 都道府県特別対策事業実施計画の策定（H21年度にH23年度末までの3年間分の計画を策定）
- 市町村特別対策事業実施計画書の取りまとめ（H21年度にH23年度末までの3年間分の管内市町村の計画の取りまとめ）
- 基金事業計画の策定（H21年度にH23年度末までの3年間分の基金の取崩計画）
- 市町村からの交付申請に基づく基金の取崩し、支出
- 都道府県特別対策事業の実施状況報告の作成
- 市町村特別対策事業実施状況報告の取りまとめ
- 必要に応じ基金事業計画の見直し

### 【市町村】（市町村事業の実施）

市町村特別対策事業実施計画の策定（H21年度にH23年度末までの3年間分の計画を策定）

毎年度、市町村特別対策事業（補助金）の交付申請書の作成

毎年度、市町村特別対策事業（補助金）の実施状況を報告

市町村特別対策事業実施計画書の提出

市町村特別対策事業（補助金）の交付申請書の提出

市町村特別対策事業実施状況報告の提出（補助金実績報告）

毎年度

交付申請に対する交付決定  
補助金の確定

事業説明・情報提供

小規模施設

1 ①事業  
2 ③事業

### 【事業者】

- 実施計画策定、補助金申請書作成、実績報告書作成

毎年度

臨時特例交付金の交付申請

特別対策事業実施状況報告

臨時特例交付金の交付決定

2 ①事業  
2 ②事業

小規模施設以外

### 【厚生労働省】 臨時特例交付金（H21年度補正予算計上）

- 臨時特例交付金の骨格作成
- 特別対策事業の実施方法（事業メニュー）の提示
- 基金条例（参考例）の提示
- 交付金交付要綱の作成・提示
- 基金運営要領の作成・提示
- 交付金に関するQ&Aの作成、その他事業実施に係る照会等への対応
- 実施状況報告の受理・内容確認 等

# 都道府県及び市町村が策定する特別対策事業実施計画

※1 都道府県及び市町村は、平成21年度に特別対策事業実施計画を策定

※2 市町村は策定した特別対策事業実施計画を平成21年度に都道府県に対して報告

事業名	21年度	22年度	23年度	計
<b>1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業</b> ①小規模〔定員29名以下〕施設 ・小規模特別養護老人ホーム ・小規模老人保健施設 ・小規模ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 等	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
<b>2. 既存施設（※）の sprinkler 整備 特別対策事業</b> ①広域型施設（特養・老健・養護老人ホーム、短期入所） ②有料老人ホーム （主として要介護状態にある者を入居させるものに限る） ③小規模多機能型居宅介護事業所	〇〇千円 〇〇千円 〇〇千円	〇〇千円 〇〇千円 〇〇千円	〇〇千円 〇〇千円 〇〇千円	〇〇千円 〇〇千円 〇〇千円
※ 設置主体が地方公共団体等であるものを除く。				
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

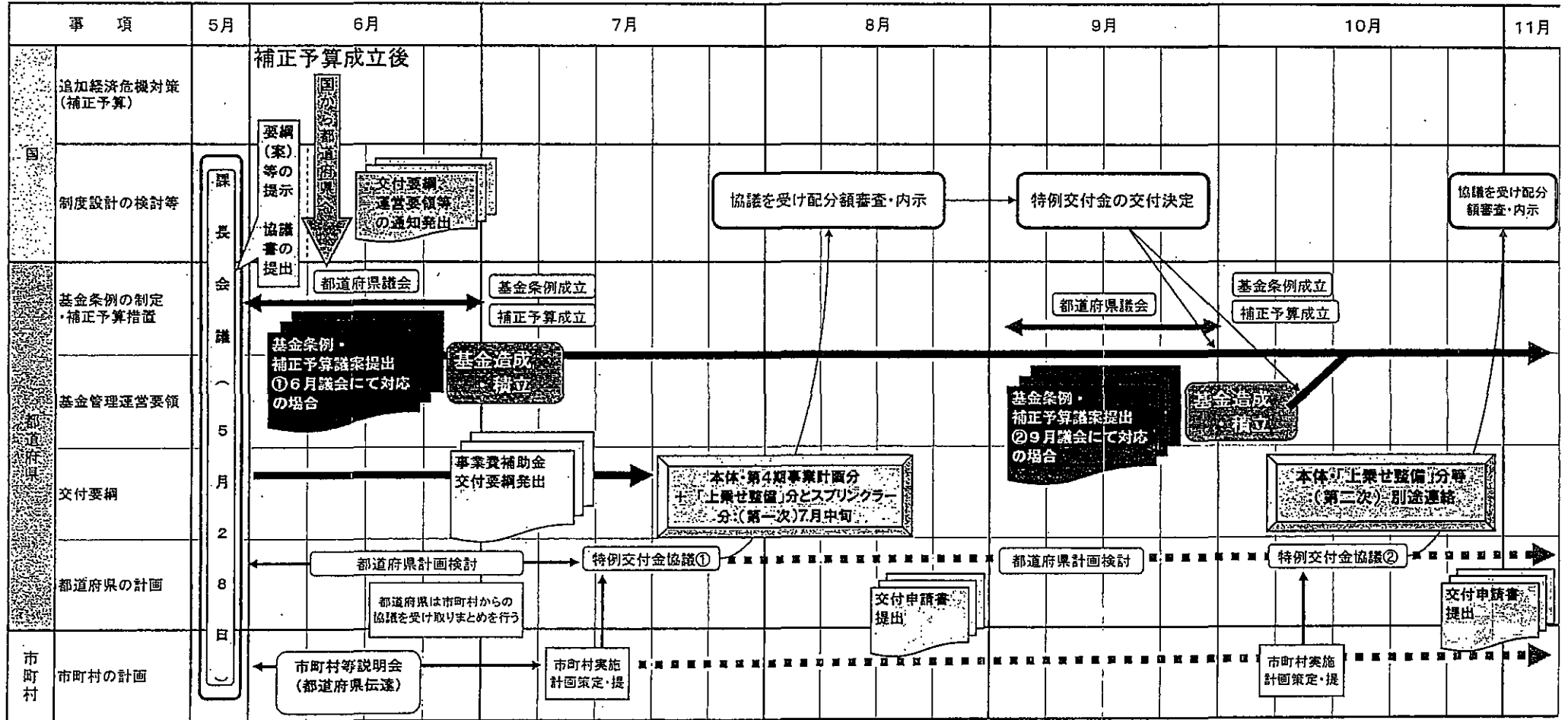
# 都道府県が策定する「基金事業計画」

- ※1 都道府県は、都道府県の特別対策事業実施計画及び管内市町村から報告された市町村特別対策事業実施計画に基づき、平成21年度に基金事業計画を策定
- ※2 都道府県は、前年度の実施状況報告及び当該年度の交付申請等を勘案し、必要に応じて基金事業計画を変更

事業名	21年度	22年度	23年度	計
(都道府県事業分) 事業メニュー-2①・2②	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(※市町村事業分) 事業メニュー-1①・2③	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

※都道府県が基金を取崩して、市町村の整備計画に対して補助する

# 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金に基づく基金スケジュール



※ 今後、変更があり得るものである。

## 平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金交付要綱（案）

## （通則）

- 1 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

## （交付の目的）

- 2 この交付金は、現下の経済・雇用情勢の中、介護機能強化と雇用の創出が緊急に求められていることを踏まえ、「未来への投資」として、都道府県が設置する基金に必要な経費を交付することにより、各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点等の緊急整備や既存施設におけるスプリンクラー整備を支援することを目的とする。

## （交付対象事業）

- 3 この交付金は、平成21年●●月●●日老発第●●●●●●号厚生労働省老健局長通知の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

## （交付額の算定方法）

- 4 この交付金の交付額は、次の（1）及び（2）により算定された額の合計額と運営要領に定める介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額の合計から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、こ



れを切捨てるものとする。

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業分

次により算定するものとする。

$$221,216,389 \text{千円} \times \frac{\text{当該都道府県の第4期中における所要見込み額}}{\text{全国の第4期中における所要見込み額}}$$

※ 第4期中における所要見込み額は、次により各都道府県が算出する。

第4期事業計画（平成21～23年度）の所要見込み額

+ 「上乗せ整備分」の所要見込み額（厚生労働大臣が必要と定めた額）

(2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業分

次により算定するものとする。

$$28,254,571 \text{千円} \times \frac{\text{当該都道府県の経過措置期間（23年度末まで）における所要見込み額}}{\text{全国の経過措置期間における所要見込み額}}$$

(交付金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を

作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

#### (申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成22年2月21日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

#### (実績報告)

- 8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに（6の（2）に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は平成22年●●月●●日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

#### (交付金の返還)

- 9 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

#### (その他)

- 10 特別の事情により4、7及び8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式 1)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成 21 年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金  
(介護基盤緊急整備等臨時特例基金) の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書 (別紙 1)
- 3 基金造成事業計画書 (別紙 2)
- 4 添付書類
  - (1) 歳入歳出予算 (見込) 書抄本
  - (2) その他参考となる書類
    - ・ (参考様式) 特別対策事業計画内訳表

基金造成経費所要額調書

区 分	基金造成に要する 経費の支出予定額 (A) 円	寄付金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された 合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較して 少ない方の額) 円
(1) 介護基盤の緊急整備 特別対策事業分	/	/	/		/
(2) 既存施設のスプリンク ラー整備特別対策事 業分					
合 計					

## 基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合 計 額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。  
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(参考様式)

### 特別対策事業計画内訳表

#### 1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業

施設種別	第4期介護保険事業計画分			小計	上乗せ整備分	合計
	21年度	22年度	23年度			
小規模特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人
小規模老人保健施設(※1)	人	人	人	人	人	人
小規模ケアハウス(特定施設)(※1)	人	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム(※1)	人	人	人	人	人	人
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所
夜間対応型訪問介護ステーション	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計(※1の合計)	人	人	人	人	人	人
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	※2 千円

※2 別紙1「基金造成経費所要額調書」(1)の(A)欄と一致させること。

#### 2. 既存施設の sprinkler 整備特別対策事業

施設種別	21年度	22年度	23年度	計
特別養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所
老人保健施設	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所
老人短期入所施設(併設を含む)	か所	か所	か所	か所
有料老人ホーム	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所
施設数計	か所	か所	か所	か所
金額計	千円	千円	千円	※3 千円

※3 別紙1「基金造成経費所要額調書」(2)の(A)欄と一致させること。

(別紙様式2)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金  
(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書(別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書(別紙2)
- 4 添付書類
  - (1) 条例
  - (2) 歳入歳出決算(見込)書抄本
  - (3) その他参考となる書類
    - ・(参考様式) 特別対策事業実績内訳表

### 基金造成経費精算書

区 分	基金造成に 要する経費 の実支出額 (A) 円	寄付金その 他の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された 合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比 較して少ない 方の額) (E) 円	交付決定額 (F) 円	交付金受入 額 (G) 円	差引過(△) 不足額 (G-E) 円
(1) 介護基盤の 緊急整備特 別対策事業 分	/	/	/	/	/	/	/	/
(2) 既存施設の スプリンク ラー整備特 別対策事業 分	/	/	/	/	/	/	/	/
合 計								





(参考様式)

### 特別対策事業実績内訳表

#### 1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業

施設種別	第4期介護保険事業計画分			小計	上乗せ整備分	合計
	21年度	22年度	23年度			
小規模特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人
小規模老人保健施設(※1)	人	人	人	人	人	人
小規模ケアハウス(特定施設)(※1)	人	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム(※1)	人	人	人	人	人	人
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所
夜間対応型訪問介護ステーション	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計(※1の合計)	人	人	人	人	人	人
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	※2 千円

※2 別紙1「基金造成経費所要額調書」(1)の(A)欄と一致させること。

#### 2. 既存施設の sprinkler 整備特別対策事業

施設種別	21年度	22年度	23年度	計
特別養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所
老人保健施設	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所
老人短期入所施設(併設を含む)	か所	か所	か所	か所
有料老人ホーム	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所
施設数計	か所	か所	か所	か所
金額計	千円	千円	千円	※3 千円

※3 別紙1「基金造成経費所要額調書」(2)の(A)欄と一致させること。

(別記様式3)

平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)調書

平成21年度 厚生労働省所管

(都道府県)

国			都道府県								備考
歳出予算科目	交付の決定額	交付率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち 交付金 相当額	支出済額	うち 交付金 相当額	
円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	
(項)介護保険制度運営推進費											
(目)介護基盤緊急整備等 臨時特例交付金											

21

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

介護基盤緊急整備等臨時特例基金（仮称）管理運営要領（案）

第1 通則

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行う特別対策事業については、この要領の定めるところによるものとする。

第2 基金事業

(1) 基金の設置

基金は、都道府県がこれを設置するものとする。

(2) 基金の設置方法

都道府県は基金を設置するにあたり、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ア 基金の設置目的
- イ 基金の額
- ウ 基金の管理
- エ 運用益の処理
- オ 基金の処分

(3) 基金事業の実施

ア 基金事業計画の作成等

(ア) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、平成23年度末までに実施する特別対策事業に係る計画（以下「特別対策事業計画」という。）を策定し、都道府県に報告するものとする。

(イ) 都道府県は、平成23年度末までに実施する特別対策事業計画を策定するものとする。

(ウ) 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業計画及び都道府県の特別対策事業計画について調整を行い、平成23年度末までの基金事業に係る計画（以下「基金事業計画」という。）を策定する。

イ 基金の取崩し

都道府県は、基金事業計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ、基金から取崩し、支出するものとする。

ウ 基金事業計画の見直し

都道府県は、必要に応じて、基金事業計画を見直すことができるものとする。

(4) 運用益の処理

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金（第2の（4）により繰り入れた運用益を含む。）は、特別対策事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 事業の終了

ア 基金事業及び特別対策事業の実施期限は、平成23年度末までとする。

ただし、平成23年度末における特別対策事業実施分の精算については、平成24年6月末まで延長することができる。

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、（3）のアの（ウ）の「23年度末」を「24年6月末」と読み替えるものとする。

イ 都道府県は、基金を解散する場合には、別紙様式により解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときに保有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(8) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度、基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式により事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

なお、平成23年度の事業実施状況報告については、（7）のイによるものとする。

### 第3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業とする。各事業の対象施設等その他の詳細については、別表1に掲げるとおりとする。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

ア 既に実施している事業

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

エ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設にかかる事業

オ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、事業者への補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請等

ア 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合は、都道府県知事が定める様式により、特別対策事業に係る助成金の助成申請を都道府県知事に提出しなければならない。

イ 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る助成金の助成申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合に、当該市町村に対し助成金の助成を行うものとする。

ウ 都道府県は、ウの助成決定に基づき基金を取り崩し、これを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し助成金を助成するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

ア 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

イ 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。

ウ イに基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

(5) 事業実施報告

市町村は、都道府県知事が定める様式により、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事に提出しなければならない。

第4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件

特別対策事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業者に対し都道府県が助成することにより実施する特別対策事業の場合

都道府県が、特別対策事業を実施するために、この基金を財源の一部として事業者に助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 助成対象事業（第3に規定する事業）に使用しなければならない。

イ 特別対策事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、都

道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 特別対策事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業者は、特別対策事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を特別対策事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

オ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

カ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

キ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

サ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙〇の様式により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

シ 事業者がアからサにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(2) 市町村が実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が実施する特別対策事業に対して、この基金を財源の一部として助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

- ア 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- イ 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ウ 特別対策事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。
- エ 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- オ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- カ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- キ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ク 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ケ 市町村がアからクにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(3) 事業者に対し市町村が助成することにより実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が事業者に対して助成し、特別対策事業を実施するために、この基金を財源の一部として助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (2) のイ、ウ及びエに掲げる条件

イ 市町村が事業者に対して、この助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければ



ならない。

(ア) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長」という。）の承認を受けなければならない。

- a. 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
- b. 建物等の用途
- c. 利用定員

(イ) 事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

(ウ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

(エ) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(オ) 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(カ) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(キ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(ク) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(ケ) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(コ) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、

契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(サ) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

ウ イにより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

エ 事業者から財産処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

オ 事業者がイより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(4) (1) のキ、(2) のカ及び(3) のエにより付した条件に基づき市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) (1) のス、(2) のケ及び(3) のオにより付した条件に基づき市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 特別対策事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

## 第5 助成額の算定方法

(1) 特別対策事業の助成額は、地域介護・福祉空間整備交付金の面的整備計画の考え方に準じて、計画ごとに助成するものとし、次により算出する。

なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

① 計画に記載された事業につき、対象経費の実支出額の合計額と、別表1第●欄に定める配分基礎単価を基に「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について（平成18年5月29日老発第0529001号本職通知）」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要項」に準じて算出した基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

② 別表2の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が整備される場合には、当該施設の種類ごとに、上記①により算定した額に第3欄に定める加算額を加算することとする。

- ③ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、別表2の第2欄に定める対象施設が整備される場合には、当該施設の種類ごとに、上記①及び②により算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算して取り扱うこととする。

## 第6 その他

- (1) 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請及び助成決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。
- (2) 都道府県は管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 特別対策事業の詳細

項目	対象施設等	配分基礎単価		対象経費	補助率
<p>1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業</p>	<p>①小規模施設（定員29名以下）                      ・小規模特別養護老人ホーム                      ・小規模老人保健施設                      ・小規模ケアハウス（特定施設）                      〔以上3施設はユニット型を基本とするが、地域における特別な事情も踏まえるものとする〕                      ・認知症高齢者グループホーム                      ・小規模多機能型居宅介護事業所                      ・認知症対応型デイサービスセンター                      ・夜間対応型訪問介護ステーション                      ・介護予防拠点                      ・地域包括支援センター                      ・生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づくものに限る。）</p>	<p>・小規模特別養護老人ホーム                      ・小規模ケアハウス                      ・小規模老人保健施設                      ・認知症高齢者グループホーム                      ・小規模多機能型居宅介護事業所                      ・認知症対応型デイサービスセンター                      ・夜間対応型訪問介護ステーション                      ・介護予防拠点                      ・地域包括支援センター                      ・生活支援ハウス</p>	<p>350万円×定員                      350万円×定員                      4, 375万円/一施設                      2, 625万円/一施設                      2, 625万円/一施設                      1, 000万円/一施設                      500万円/一施設                      750万円/一施設                      100万円/一施設                      3, 000万円/一施設</p>	<p>市町村の整備計画に基づく施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3の（1）のアからオに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）                      ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>定額</p>
<p>2. 既存施設の sprinkler 整備特別対策事業</p> <p>※ 設置主体が地方公共団体等であるものを除く。</p>	<p>①広域型施設                      ・特別養護老人ホーム                      ・老人保健施設                      ・養護老人ホーム                      ・老人短期入所施設（併設を含む）</p> <p>②有料老人ホーム                      （主として要介護状態にある者を入居させるものに限る）</p> <p>③小規模多機能型居宅介護事業所                      （275㎡以上であり、かつ、要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る）</p>	<p>1, 000㎡以上の平屋建ての場合                      17千円/㎡</p> <p>275㎡以上                      1, 000㎡未満の場合                      9千円/㎡</p>		<p> sprinkler 整備計画に基づく施設等の sprinkler 整備（ sprinkler 設備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3の（1）のアからオに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）                      ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>定額</p>

## 別表 2

## 特別対策事業に係る配分基礎単価の特別措置

1 区 分	2 対象施設の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>	別添に定める補助単価に0.10を乗じて得た額
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>	別添に定める補助単価に0.50を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> </ul>	別添に定める補助単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> </ul>	別添に定める補助単価に0.30を乗じて得た額

〇〇（都道府）県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（仮称）条例（参考例）

（設置の目的）

第一条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に基づく地域密着型介護老人福祉施設等の小規模福祉施設の基盤整備の促進等を図るため、〇〇（都道府）県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することを目的とする。

（基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が国から交付を受ける介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の額とする。（注）

（注） その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、予算で定める額とする。

案2 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が行う介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）のための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日に、その効力を失う。ただし、第六条の事業の実施に係る精算を目的として基金事業の延長をした場合は、当該精算を完了した日に、その効力を失うものとする。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

○ 都道府県等による補助に対する地方財政措置の拡充について

1 平成18年度に一般財源化された都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）による補助金に対しては、

- ・ 「特別の地方債」により地方財政措置が行われ、その起債対象事業費は一般財源化前の都道府県交付金の要綱等により算定することとされており、その元利償還金については、後年度にその100%を普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

2 今般、平成21年度補正予算（案）に計上している市町村交付金の拡充（単価の増）と併せ、都道府県等による補助金についても、その地方財政措置の拡充を検討しているところである。

詳細については総務省において検討中であるが、特別の地方債発行額の算定基礎について、次のとおり見直しされる予定である。

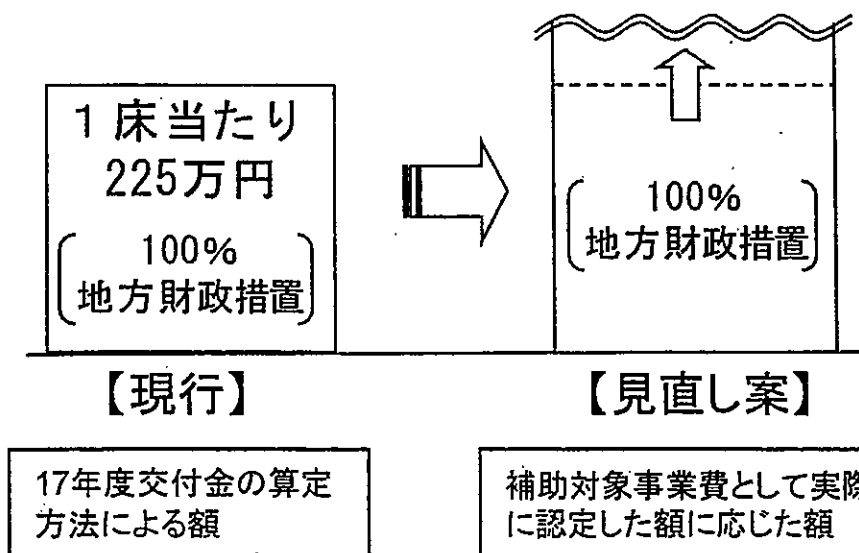
**現 状**

- ・ 一般財源化前の平成17年度都道府県交付金の要綱等に基づいて算定した額（特別養護老人ホームの場合、1床当たり225万円×定員数）

**見直し(案)**

- ・ 各都道府県等が実情に応じ補助対象事業費として実際に認定した額に応じた額

イメージ図



※ なお、市町村交付金の拡充（地域密着型特別養護老人ホームの場合、1床当

たり200万円 → 350万円)に係る考え方は次のとおり。

- ・ 現在、特別養護老人ホームの公共スペース（居室及び共同生活室等個人の利用に係るものを除いた部分）を対象に、1床当たり400万円の事業費（整備実績のうち低価格な水準）を対象としているところ、平成21～23年度の3年間に限定し、最近の標準的事業費を勘案して700万円を補助対象事業費とすることとしたものである。

3 上記及び次の点を踏まえつつ、各都道府県等の財政当局と十分協議のうえ、適切な財政支援を行うようにしていただきたい。

- ① 今回の地方財政措置の拡充については、国の経済危機対策（市町村交付金の拡充：単価増）に併せ行われるものであるが、都道府県等において行われる上乗せ補助（施設整備補助金における1/4相当分）について、拡充（単価増）することを義務づけるものではないこと。
- ② ①のとおり拡充は求めないものの、介護拠点整備を緊急に推進する観点から、事業者に対する整備費補助を上乗せする、という今回の拡充の趣旨に鑑み、現在の都道府県等による上乗せ補助（1/4相当分）に係る補助金額等について、今回の措置に伴い切り下げることなく、少なくとも現行の補助制度を維持していただきたいものであること。



# 施設開設準備経費等に対する支援（案）

## ① 施設開設準備経費助成特別対策事業

### 1. 事業の目的

円滑な施設の開設のためには、施設のハード整備と一体的に、早期からの開設準備が重要であり、その開設準備経費を助成することで、開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援することを目的とする。

### 2. 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県及び市町村

(2) 事業の内容 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について助成を行う。

(3) 対象施設 (都道府県事業) :  
特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム  
(市町村事業) :  
小規模特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

(4) 対象条件 新規開設又は増床に伴う円滑な開設のため、開設前に看護・介護職員等の雇い上げ等の開設準備を行うこと。

(5) 対象経費（開設前の6ヶ月間に係る経費）

- ・ 開設前の看護・介護職員等の雇い上げ経費（最大6ヶ月間の訓練等の期間）
- ・ 開設のための普及啓発経費  
（地域住民の事業に対する理解を深めるための連絡会等の開催）  
（利用希望者本人や家族への施設概要説明・処遇内容等の紹介）
- ・ 職員の募集経費（広報誌発行、説明会開催等の活動費）
- ・ 開設に当たっての周知・広報経費  
（パンフレット、ホームページの開設等のPR費用）
- ・ 開設準備事務経費  
（経営コンサルタント〔会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成等〕に要する経費）
- ・ その他開設の準備に必要な経費

(6) 助成額 60万円×定員数（※）を上限とする。  
※小規模多機能型居宅介護事業所は、宿泊定員数とする。

3. 予算額 約673億円（別途配分率に基づき、予算の範囲内で都道府県へ配分。）

## ② 定期借地権利用による整備促進特別対策事業

### 1. 事業の目的

大都市部等において施設等用地の取得が困難なことにより、特別養護老人ホーム等の整備が進まないことを踏まえ、施設等用地確保のために定期借地権を設定し、一時金を授受した場合に助成を行うことにより、用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図る。

### 2. 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県及び市町村

(2) 事業の内容 定期借地権の設定により用地を確保し、一時金を授受した場合について助成を行う。

(3) 対象施設  
・事業主体

- ① 特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム  
小規模特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所
- ② 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、民間企業等民間事業主体が整備・運営主体となるもの

(4) 助成条件 助成対象の一時金は、地代の前払いの性格を有するものに限る。  
(保証金は対象外とする。)  
定期借地権の設定期間は、50年間以上を想定。  
※契約内容を確認の上、決定すること。

(5) 助成額 定期借地権設定に伴い授受される一時金(※)の半額を助成する。  
※敷地の路線価評価額の1/2を助成対象の上限とする

### 3. 留意事項

- ・ 定期借地権設定に際しての一時金については、その名称に関係なく、地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）を補助対象とし、保証金の性格（地代債務、契約終了時の建物撤去義務等の不履行の際の担保として授受され、契約終了時に原則返還を要するもの）を有するものは対象としない。

4. 予算額 約125億円（別途配分方法に基づき、予算の範囲内で都道府県へ配分。）

## (参考) 都道府県事務費 (①及び②に係る事務費)

### 1. 目的

今回の補正予算措置に伴う、都道府県の基金事業の管理、運営等の事務処理に要する費用に充てることにより、都道府県の事務負担の軽減を図りつつ、追加経済危機対策の一層の推進を支援するため、都道府県に事務費を交付する。

### 2. 内容

(1) 実施主体 都道府県

#### (2) 対象経費

##### ア 説明事務費用

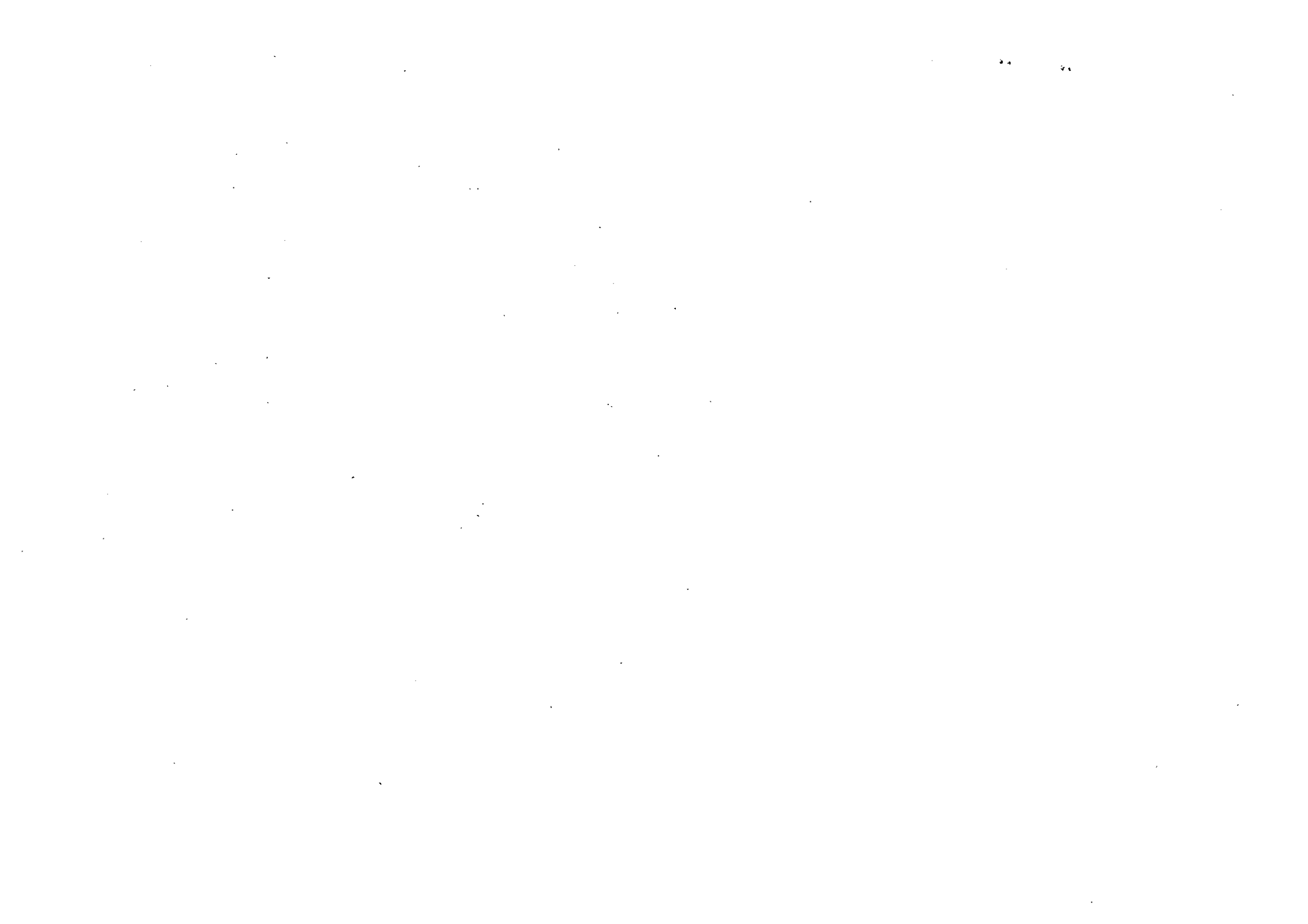
- ・ 説明会開催費用 (管下市町村、事業者向け説明会の会場費、定期借地権研修会の定借アドバイザー講師謝礼、通信運搬費、関係書類作成費他)
- ・ 周知に要する費用 (ホームページ作成、掲載費用、広報誌掲載発行、概要チラシの作成費用等)

##### イ 実施事務費用

- ・ 交付金申請から実績報告までの一連の事務費 (申請書の審査等に要する経費 [賃金職員雇上費用]、振込手数料、通信運搬費 等)

(3) 助成額 厚生労働大臣が必要と認めた額

3. 予算額 ①及び②の内数 (別途配分率に基づき、予算の範囲内で都道府県へ配分。)



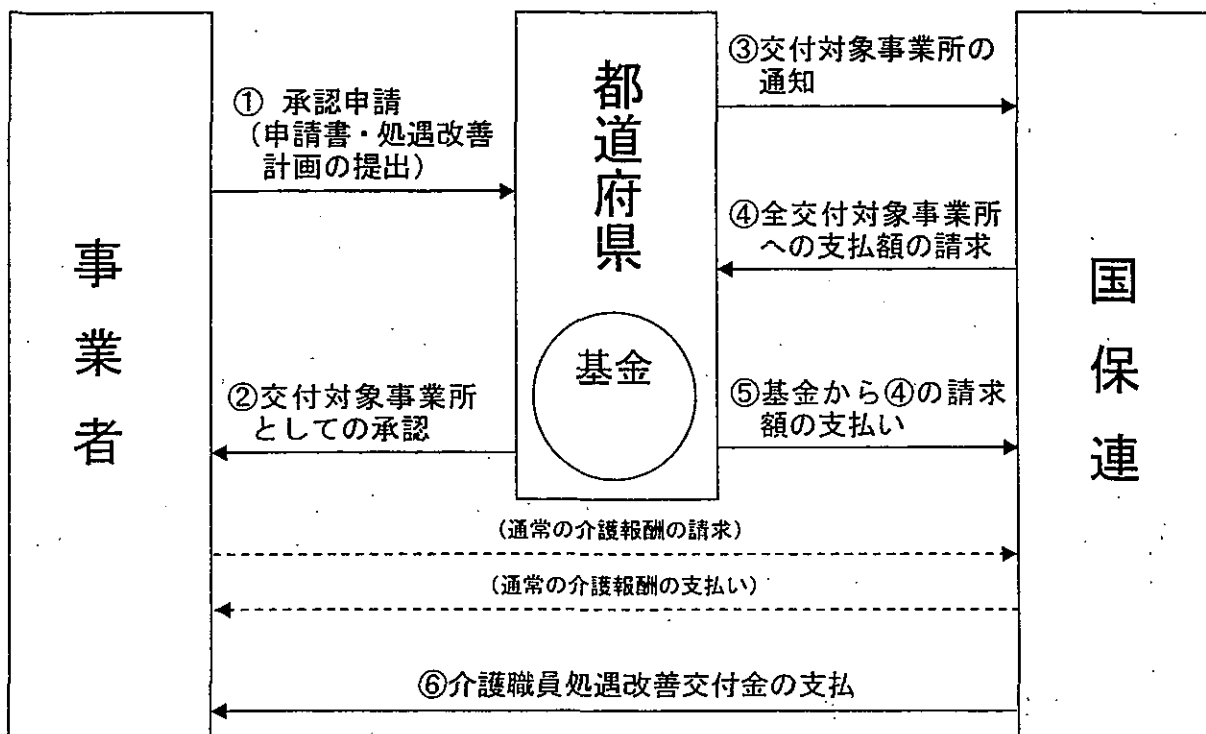
介護職員処遇改善交付金等  
関係



(1) 都道府県の事務作業内容・事務手順

介護職員処遇改善交付金(仮称)の執行の仕組みについて(案)

1. 執行のスキーム (イメージ)



2. 都道府県の実施事務内容

(1) 事前の準備

① 都道府県の基金の造成

介護職員の賃金の確実な引き上げなど介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対する助成(以下「本事業」という。)については、都道府県が基金を設置して実施することとしており、この基金に要する費用に充てるため、国から都道府県に対して、「介護職員処遇改善等臨時特例交付金」を交付することとしている。

この交付金のうち、「介護職員処遇改善交付金」事業に充てる額の算定については、43ページのとおりである。また、この基金のため、各都道府県において条例の整備が必要となるが、当該条例の参考例(素案)については先般お示ししているところであり、「(調整中)」としていた部分を追記したものを46ページに掲載しているので、これを今後の作業の参考とされたい。

② 対象事業者の把握

本事業の対象となるすべての事業所を都道府県において把握する必要があるため、管内市町村の指定を受けた地域密着型サービス事業者について、管内市町村からの情報の提供を受けること。

### ③事業者への事前説明

本事業については、本年10月サービス分から対象となる事業者に助成することとしており、各都道府県において、準備が整いしだい、事業者からの申請を受け付けていただくこととしている。

については、この申請事務等を円滑に実施するため、各都道府県の実情に応じ、本年7月中を目途として管内の介護事業者を対象とする説明会を開催し、本事業による助成を受けるための申請手続や承認要件、交付額等について、事前に周知を図りたい。

## (2) 事業者からの申請処理

### ①承認申請受付

本事業による交付金の交付を受けようとする介護事業者は、都道府県に対して、各事業所における介護職員1人当たりの本交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画書を添付して、交付の申請を行う。

申請は、原則として事業所単位で受け付けるものとするが、事業所単位での申請が実態にそぐわないと認められる場合には、事業者単位で受け付けても差し支えない。

また、申請は通年で受け付けるものとし、承認については、その決定がなされた年度の末日（サービス分）まで有効とする。したがって、基本的に、事業者は、年に1回申請を行うこととなる。承認を得られなかった事業者については、同一年度内に再度申請することもできる。

### ②申請書審査・対象事業所の承認

事業者からの申請書及び処遇改善計画書を、都道府県において審査を行う。

このとき、処遇改善計画書が、賃金改善の要件等を満たしていれば、都道府県は、当該事業者を本事業の交付金の対象事業者として承認するものとする。

### ③国保連へのデータ送付

都道府県は、承認した事業者の経営する事業所（以下「交付対象事業所」）について、国保連に伝達する。

国保連においては、交付対象事業所について、

- ・事業所異動連絡票情報の登録
- ・通常の介護報酬の請求時における本事業の交付金の額の算定
- ・都道府県に対して、全交付対象事業所への支払い額等の伝達を行う。

### ④国保連への資金の移動

都道府県は、国保連からの全交付対象事業所への支払い額の伝達を受け、当該額を基金から支出、国保連に支払う。

（これを受けて、国保連は、各事業所に介護職員処遇改善交付金を支払う。）

国保連においては、交付対象事業所について、

- ・交付金支払通知書の作成、送付
- ・指定口座への振込み

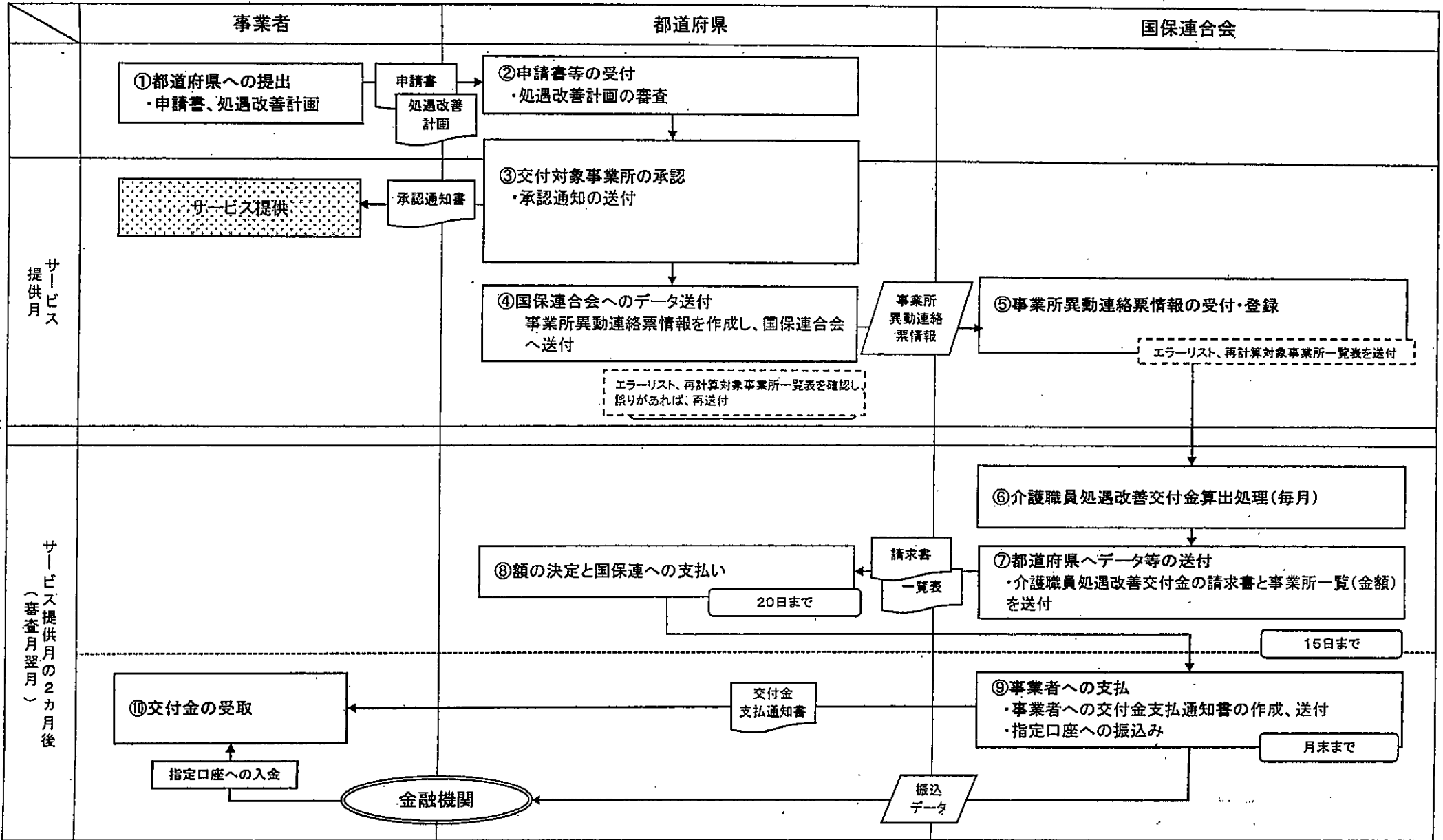
を行う。



《今後のスケジュール》

- 〔 7月 介護事業者への説明会
- 〔 8月 準備のための申請受付開始
- 9月 条例整備・基金造成、交付対象事業所の認定
- 10月 (算定対象サービスの提供開始)
- 11月 (算定対象サービスの請求)
- 12月 交付金の支払い開始(国保連)

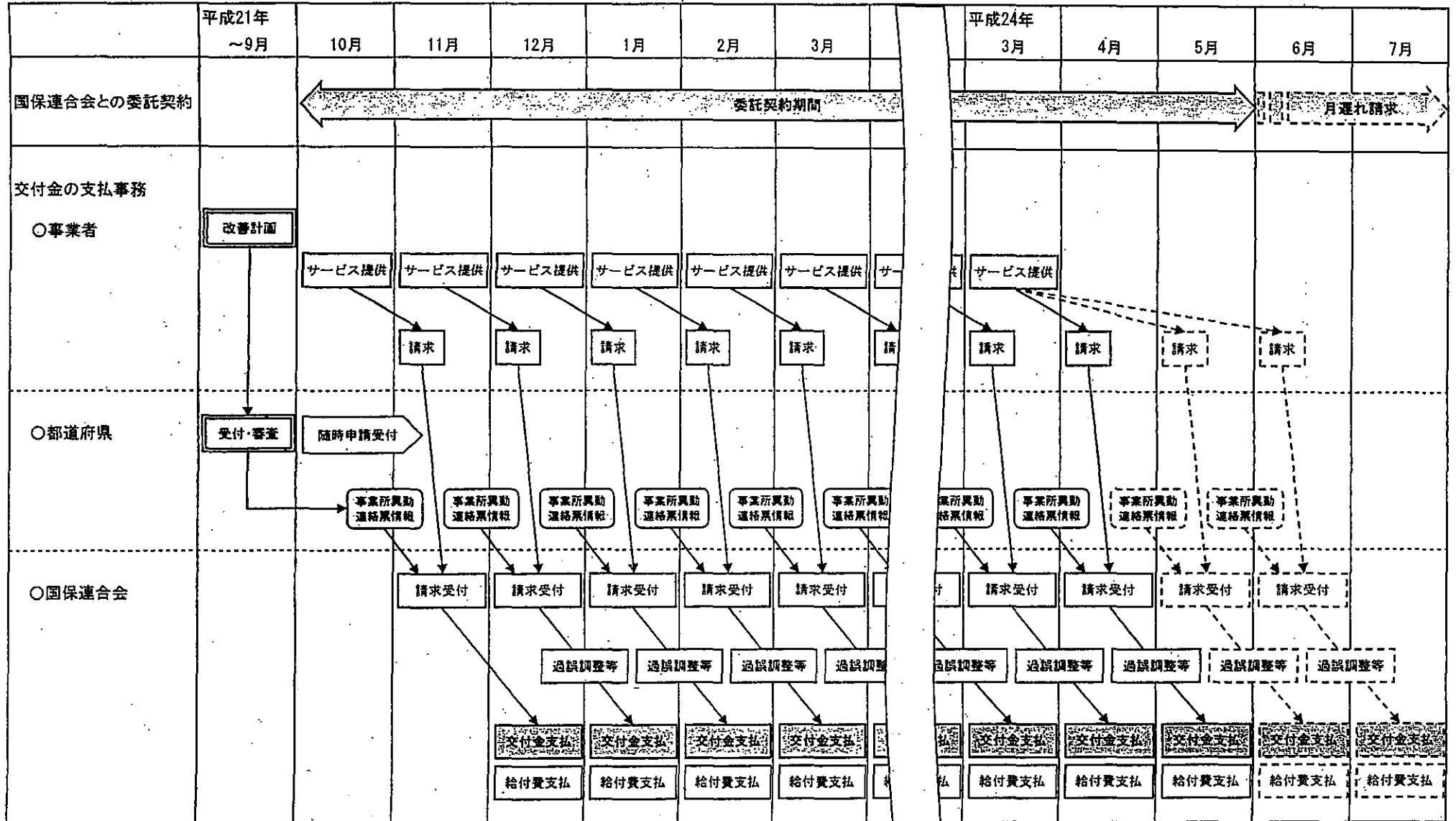
介護職員処遇改善交付金(仮称)にかかる事務処理の流れ(案)



※1 申請はサービス提供月以降もあり得る。

※2 国保連への事務委託の範囲については、各都道府県の実情に応じて変更することが可能である。

介護職員処遇改善交付金(仮称)に係る事務処理等の流れ(委託契約期間中の支払サイクル)(案)



※請求とは、介護報酬本体の請求である。

※平成21年10月サービス分に係る交付金の支給については、当該月より前の過誤調整は行わない。

※国保連合会において把握できない過誤(保険者が直接行ったもの)については、都道府県と事業者間で行う。

※国保連合会において平成24年7月(委託期間の最終月)の月遅れ請求に係る交付金支給後の過誤調整等は行わない。

## (2) 交付金の執行方針

### 介護職員処遇改善等臨時特例交付金の予算執行方針（案）

#### 1 介護職員処遇改善交付金（事業費）分

(1) 予算額 3923億円

(2) 配分方法

$$3923\text{億円} \times \frac{\text{当該都道府県の第4期における交付金所要見込み額}}{\text{全国の第4期における交付金所要見込み額}}$$

※ 交付金所要見込み額は、第4期の介護報酬総額に当該交付金の交付率等に乗じて各都道府県が算出するもの。

※ 実際の交付額は、上記の方法により算出した額と事業に要する費用（寄付金その他の収入額を控除したもの。）のいずれか低い方の額。

(3) 今後の執行時期（予定）

平成21年

6月まで

・各都道府県から交付金所要見込額を調査（1回目）

7月～9月

・交付額の配分を決定し、そのうち7割を内示（1回目）

・交付決定（1回目）

平成22年

1月～3月

・各都道府県から10月以降に施行状況を踏まえた交付金所要見込額を調査（2回目）

・交付額の配分を再決定し、残りの額（全体で3割）を内示（2回目）

・交付決定（2回目）

#### 2 介護職員処遇改善交付金（事務費）分

(1) 予算額 51億円

(2) 配分方法

以下の①と②を合計した額

① 基本定額分（人件費①、システム改修費）

1県あたり 22,801,700円

② 事業所数比例分（人件費②、通知書作成、説明会開催等の物件費）

当該都道府県の請求事業所数（サービス別）

40億円 ×

全国の請求事業所数（サービス別）

- ※ 請求事業所数は、直近の実績（交付金対象サービスのものに限る。）。
- ※ 実際の交付額は、上記の方法により算出した額と事業に要する費用（寄付金その他の収入額を控除したもの。）のいずれか低い方の額。

(3) 今後の執行時期（予定）

- ・ 事業費の内示・交付決定（1回目）にあわせて  
全額を内示、交付決定

3 施設開設準備経費助成特別対策事業分

(1) 予算額 約673億円

(2) 配分方法

各都道府県毎に、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金に対する協議等を考慮の上、配分する予定。

(3) 今後の執行時期（予定）

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| 平成21年7月初旬～中旬 | ・ 各都道府県より第一次協議書提出 |
| 7月末～8月中旬     | ・ 内示              |
| 8月末          | ・ 申請書提出           |
| 9月           | ・ 第一次協議分の交付決定     |

※ 第二次協議の時期については検討中。

4 定期借地権利用による整備促進特別対策事業分

(1) 予算額 約125億円

(2) 配分方法

各都道府県毎に、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金に対する協議等を考慮の上、配分する予定。

(3) 今後の執行時期（予定）

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| 平成21年7月初旬～中旬 | ・ 各都道府県より第一次協議書提出 |
| 7月末～8月中旬     | ・ 内示              |
| 8月末          | ・ 申請書提出           |
| 9月           | ・ 第一次協議分の交付決定     |

※ 第二次協議の時期については検討中。

※ 事務費助成特別対策事業分（3及び4に係る事務費）

別途示す配分率に基づき、厚生労働大臣が、必要と定めた額を予算の範囲内で各都道府県へ配分するものとする。

### (3) 基金条例案

#### 〇〇(都道府)県介護職員処遇改善等臨時特例基金(仮称)条例(参考例)(素案)

##### (設置の目的)

第一条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に基づく制度の円滑な運営及び介護職員のさらなる処遇の改善等を図るため、〇〇(都道府)県介護職員処遇改善等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

##### (基金の額)

第二条 基金の額は、〇〇(都道府)県が交付を受ける介護職員処遇改善等臨時特例交付金の額とする。

##### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

##### (運用益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

##### (繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

##### (処分)

第六条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- 一 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に基づく指定を受けた事業者の行う介護職員の賃金改善に要する経費を当該事業者に助成する事業のための財源に充てる場合
- 二 〇〇(都道府)県又は市町村が行う施設開設準備経費助成特別対策事業のための財源に充てる場合
- 三 〇〇(都道府)県又は市町村が行う定期借地権利用による整備促進特別対策事業のための財源に充てる場合
- 四 前各号の助成を実施するための準備経費等の財源に充てる場合

##### (委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (この条例の失効)

- 2 この条例は、平成二十四年三月三十一日に、その効力を失う。ただし、第六条第一号及び第四号の事業の実施に係る精算を目的として基金事業の延長をした場合は、当該精算を完了した日に、その効力を失うものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例中第六条第二号及び第三号の特別対策事業にかかる部分については、当該事業の実施を目的として基金事業の延長をした場合、当該精算を完了した日に、その効力を失うものとする。
- 4 前二項の場合において、基金に残額があるときは、当該残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。



現任・新規介護職員等の研  
修支援・養成関係



### 3 現任・新規介護職員等の研修支援・養成

#### (1) 代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業について

##### ア 緊急雇用創出事業について

- 平成21年度補正予算(案)では、平成20年度第2次補正予算で措置された緊急雇用創出事業(1,500億円)において都道府県に創設した基金を3,000億円積み増し、事業の拡充を図ることとされているところ。
- 緊急雇用創出事業の拡充に際し、介護・福祉等の分野は、重点的に雇用創出を図ることとされており、3,000億円の積み増し分のうち、都道府県への交付額の算定にあたっては、500億円分を介護職員数等の客観指標に応じて配分することとしており、下記の事業を含め、これらの分野における積極的な活用を図られたい。  
なお、500億円分は積み増し分を交付する上で用いた算定方法であり、これらの分野における上限値や目標値ではないことを申し添える。
- また、緊急雇用創出事業は、地域の実情に応じて実施するものであり、以下の事業を地域の実情に応じてアレンジしたり、地域のニーズに応じて、介護・福祉分野に係る別の事業を実施することも可能である。

##### イ 具体的な事業内容について

- 緊急雇用創出事業の拡充に伴い、介護保険サービス事業その他の福祉サービスに従事する職員(以下「介護職員等」という。)の資質向上等を図るとともに、地域におけるさらなる雇用創出を図る観点から、介護職員等を研修等に派遣する場合に必要な代替職員を雇用する事業(以下「本事業」という。)を、緊急雇用創出事業の事業例として新たに位置づけることとしている。
- 具体的な本事業の内容としては、  
事業例1 介護サービス事業所又は施設(以下「事業所等」という。)が、現に雇用する介護職員等(以下「現任介護職員等」という。)の資質向上を図るため、当該現任介護職員等を事業所等が策定する研修計画に基づく研修等に参加させる場合に必要な代替職員を雇用する事業  
事業例2 外部機関からの依頼等に基づき、介護職員等の資質向上等のための研修における講師として、現任介護職員等の派遣等を行う場合に必要代替職員を雇用する事業

事業例3 インドネシア又はフィリピンとの経済連携協定による介護福祉士候補者を受け入れた事業所等が、当該介護福祉士候補者に事業所等が策定する研修計画に基づき、外部の日本語研修等を受講させる場合等に必要な代替職員を雇用する事業等を想定している。

- 事業例1にいう研修等について、具体的に定めることは想定しておらず、都道府県において必要であると認める研修等とされたい。  
また、研修等は事業所等を離れて行うものに限らず、事業所等内で行う研修等も含み、その形式については、講義形式・実技指導形式等いずれによることも可能であると考えらる。  
なお、研修等の実施主体は事業所等の外部機関である必要はなく、事業所等自らが実施する（又は外部に委託して行う）研修等でも可能である。
- 本事業により雇用する代替職員の雇用期間については、実質的には1年間が限度となる（緊急雇用創出事業における労働者の雇用・就業期間は原則6月未満とされているが、介護・福祉分野の事業については当該期間について1回に限り更新が認められているため。）。
- 本事業により雇用する代替職員の勤務時間については、現任介護職員等が研修に参加する（講師に従事する）時間数の合計を当該代替職員の勤務時間の合計で除した数が4分の1以上であることが望ましいと考えている。
- 都道府県におかれては、将来の高齢者人口の増加を見据えた介護人材の育成・確保をより一層図る観点からも、本事業を緊急雇用創出事業における重点分野として位置づけ積極的な活用をされたい。  
また、管内の事業所又は施設に対して、
  - ・ 本事業を活用することにより事業所等の介護職員等に対し研修の機会をより一層確保できること
  - ・ 事業所等の介護職員等の資質向上は、サービスの質の向上につながるものであること
  - ・ 本事業において雇用した代替職員は将来の介護サービスの担い手たりうる者であること等を広く周知し、本事業の積極的な活用を促されたい。
- 以下に、本事業におけるQ&A（案）を示すので、都道府県におかれては参考とされたい。

現任介護職員等の研修支援事業におけるQ&A（老健局振興課作成）

- ※ 緊急雇用創出事業に関しては、「緊急雇用創出事業の実施について」（平成21年1月30日厚生労働省職業安定局長通知）（以下「通知」という。）及び「ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業に関するQ&A」（以下「緊急雇用創出事業等Q&A」という。）も併せて参照されたい。（通知及び緊急雇用創出事業等Q&Aについては都道府県労働部局に配布済み）
- ※ なお、本Q&Aは現時点における考え方を示したものであり、今後内容に変更が生じることもあり得る。

○ 研修の内容等について

（問1）事業例1にいう「研修等」とはどのような研修を指すのか。

（答）対象となる研修等について具体的に定めることは想定しておらず、都道府県において適当と認める研修等とされたい。なお、例えば次のような研修等を想定している。

- ・ 介護職員基礎研修、訪問介護員研修（1級課程・2級課程）
- ・ ユニットケアリーダー研修
- ・ 認知症介護実践研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修、認知症介護指導者養成研修
- ・ 介護福祉士国家試験受験対策講座
- ・ 介護支援専門員研修
- ・ サービス提供責任者実務者研修
- ・ 都道府県又は事業者団体等が実施する介護従事者向け研修等
- ・ その他介護職員等の資質向上に有益であると判断される研修等

（問2）事業例2には、事業所等で新規に雇用した介護職員等に係る教育担当者を当該事業所等の現任介護職員等より任命し、OJTを行う場合も含まれると解して良いか。

（答）事業例2における「講師等」には、OJTを行う教育担当者は含まれないものとする。

（問3）事業例3では、外国人介護福祉士候補者について外部の日本語研修等を受講させた場合の代替要員を確保する事業が例示されているが、事業所等の職員を教育担当者とした場合の代替要員を確保する事業は対象とならないのか。

（答）事業所等の職員が、外国人介護福祉士候補者の教育担当者として指導を行うことにより、本来の業務に専念できないような場合であって、当該職員の代替職員を確保する場合には対象として差し支えないものとする。

なお、この場合、本事業により雇用できる代替職員の人数は、当該教育担当者の勤務時間数と同等の勤務時間数を確保するために必要な人数が上限となる。

(例) 教育担当者が週40時間勤務する場合の代替職員の人数の上限

- ・ 週40時間勤務する代替職員を1人雇用 → 可
- ・ 週20時間勤務する代替職員を2人雇用 → 可
- ・ 週30時間勤務する代替職員を1人と週10時間勤務する代替職員1人の合計2人を雇用 → 可

#### ○ 事業の実施について

(問4) 本事業と介護職員処遇改善交付金との関係はどうか。

(答) 本事業は現に介護に従事する職員が研修を受講するにあたって、研修受講中は介護における労働力が低下することから、代替職員によりその補填を行うことを目的としているものであり、介護処遇改善交付金とはその目的・趣旨が異なる。したがって、研修受講者及び代替職員に対する賃金等の一部を介護職員処遇改善交付金から支出することも可能である。

#### ○ 代替職員について

※ 緊急雇用創出事業等Q&Aの19～25も併せて参照されたい。

(問5) 本事業に係る事業経費の水準はどの程度か。

(答) 本事業における事業経費については、代替職員の雇用形態、各地域の賃金相場や雇用情勢により各都道府県において必要とされる経費は様々であると考えられる。また、緊急雇用創出事業においては、都道府県の事業全体の事業費のうち人件費(賃金、通勤手当等の諸手当、社会保険料に係る事業主負担を含む)の占める割合が概ね70%以上であることとされていることも併せて考慮し、各都道府県において適切な設定をされたい。なお、都道府県は自らの財源により、事業の上積みをする事及び事業を受託した法人が事業費以外の財源を当該代替職員の人件費に充てることも可能である。

(問6) 代替職員の対象は介護職員のみか。

(答) 基本的には、介護職員(訪問介護員等)を念頭に置いているが、地域の実情を踏まえ適切に判断されたい。ただし、介護施設等に従事する事務職員については本事業の対象職種とはならないものとする。

(問7) 代替職員の募集方法について。

(答) 受託事業者が、ハローワーク等に登録をするほか、人材派遣会社を活用す

るなど様々な方法が考えられる。また、都道府県のホームページ等で随時情報提供をされたい。

(問8) 代替職員の勤務日は現任介護職員等の研修参加日に限られるのか。

(答) 代替職員の勤務日が現任介護職員等の研修日である必要はない。

(問9) 代替職員は、研修に参加する現任介護職員等1人につき1人か。

(答) そのようなことはなく、例えば次のような雇用が可能である。

(例) 事業所が作成した研修計画において、

職員A 週3時間研修

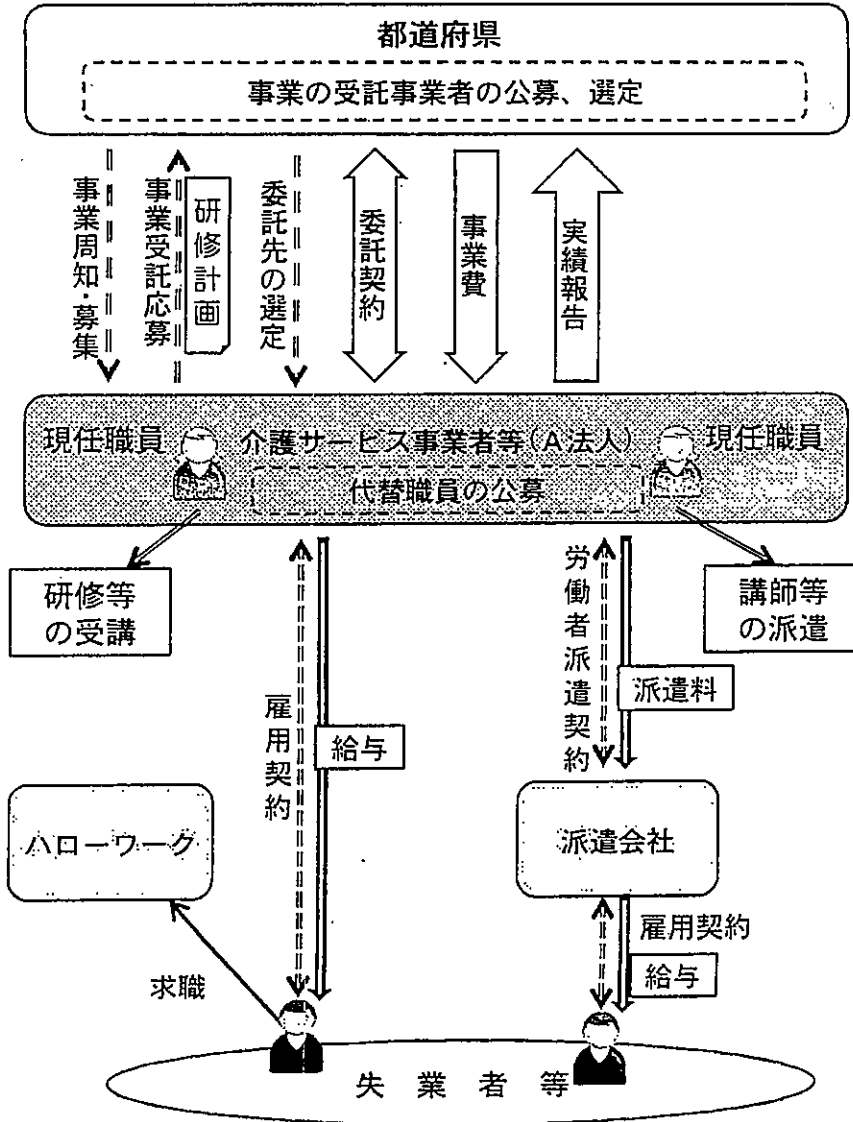
職員B 週3時間研修

職員C 週4時間研修      研修時間の合計=週10時間

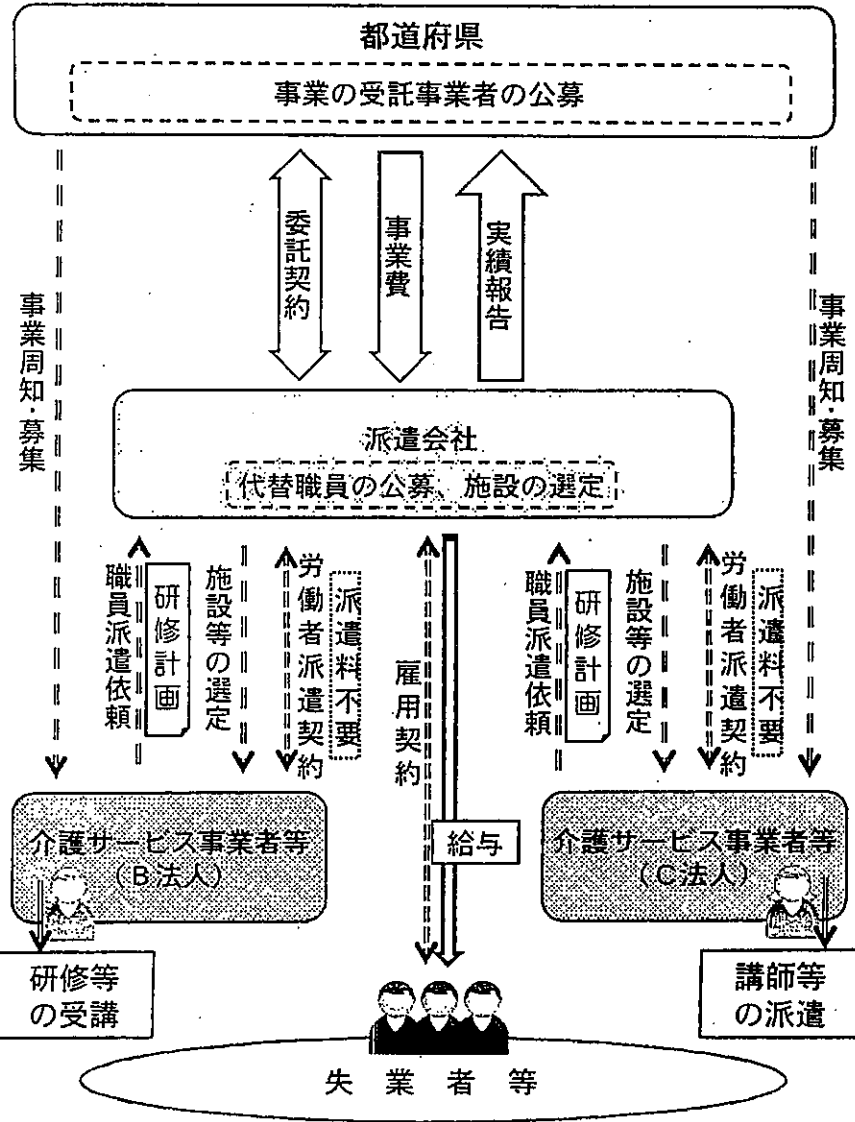
現任介護職員等が研修に参加する(講師に従事する)時間数の合計を当該代替職員の勤務時間の合計で除した数が4分の1以上であることが望ましいことから、週40時間勤務の代替職員D(複数名の場合はそれぞれの代替職員の勤務時間の合計が週40時間)の雇用が可能である。

# 代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業の流れ（例）

## 1. 個々の介護サービス事業者等に事業委託をするケース （委託先が複数になることが原則）



## 2. 派遣会社に事業委託するケース （一般的には委託先は地域ごとに一業者になると思われる）



これらは事業のスキームの例示であり、他の形態で事業を行うことは差し支えない。



## (2) 新規介護職員の養成について

### 社会福祉施設等における職業訓練について

- 介護職員等の確保を図る観点から、介護分野の経験のない離職者等が介護分野で活躍できるよう、今般の経済対策で創設される予定の緊急人材育成・就職支援基金に基づく事業として、民間教育訓練機関等による介護ヘルパー2級や介護職員基礎研修などの資格取得を目指す訓練に加え、社会福祉施設等の現場において職業訓練を実施する。

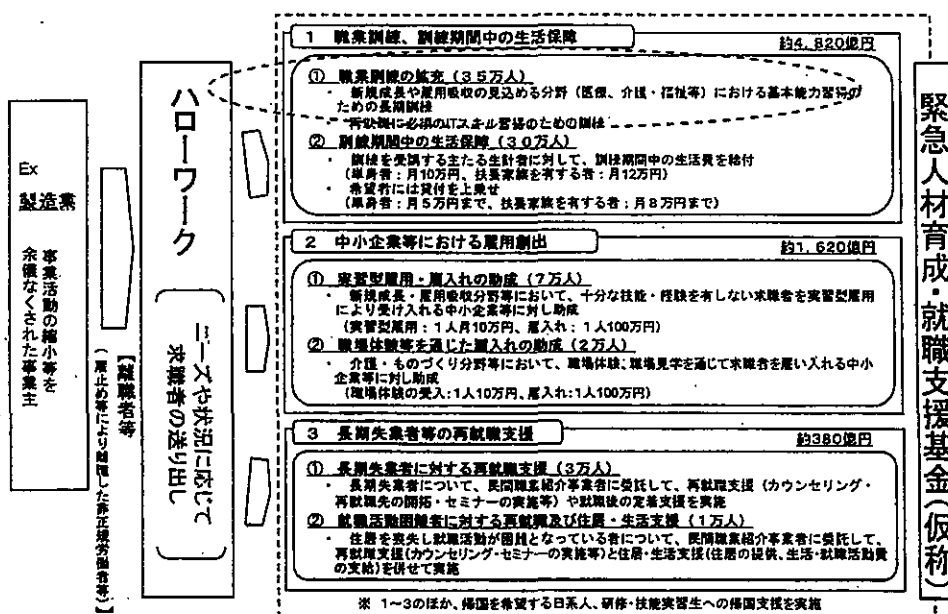
社会福祉施設等における職業訓練は、当該基金のうち、新規成長・雇用吸収の見込める福祉分野で求められる基本能力習得のために訓練を実施するもの。

- 緊急人材育成・就職支援基金事業のスキームは下図のとおりとなっている。当事業は緊急人材育成支援事業として実施され、基金は中央職業能力開発協会に創設される。基金による職業訓練は、同協会が策定する訓練基準に基づき、これに適合する場合、基金訓練として認定され、当該職業訓練を行った場合に訓練奨励金が支給される仕組みとなっている。

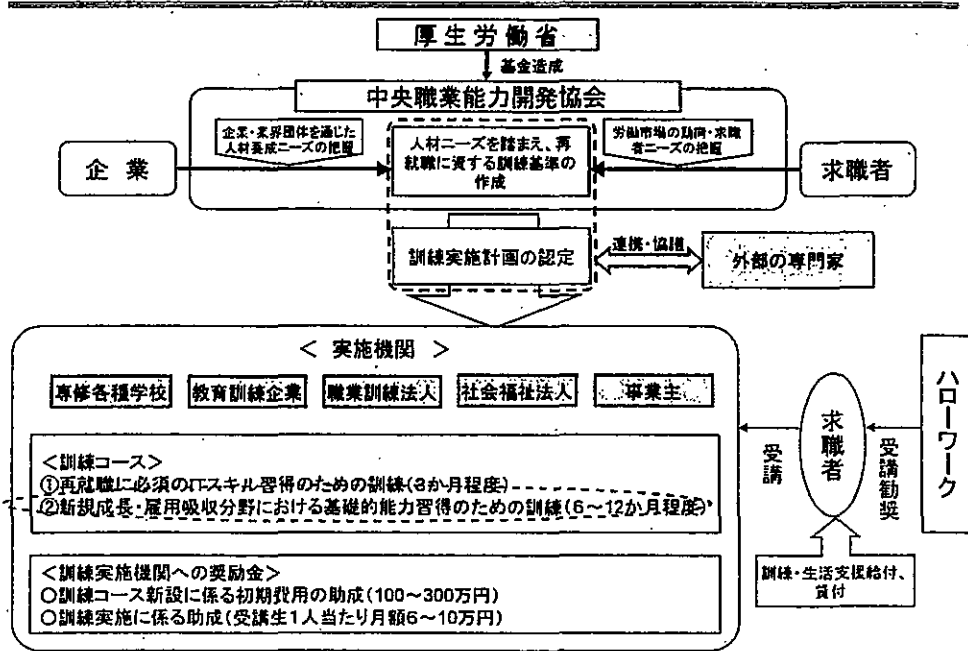
#### 緊急人材育成・就職支援基金(仮称)の概要

7,000億円

- 雇用保険の受給資格のない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、今後3年間、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。



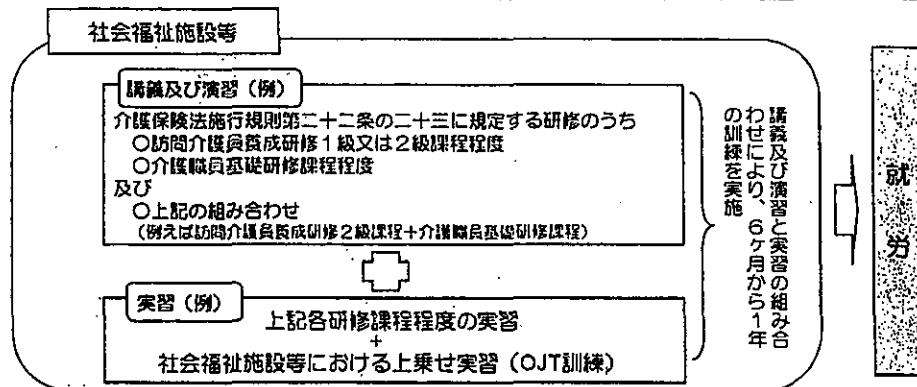
★ 緊急人材育成支援事業の概要



- 実際にどのような訓練を実施するかについては、座学や、座学と実習を組み合わせたもの、事業所における実習など、より実践的な能力を習得することができるような内容とする予定である。

社会福祉施設等で行う職業訓練のイメージ (素案)

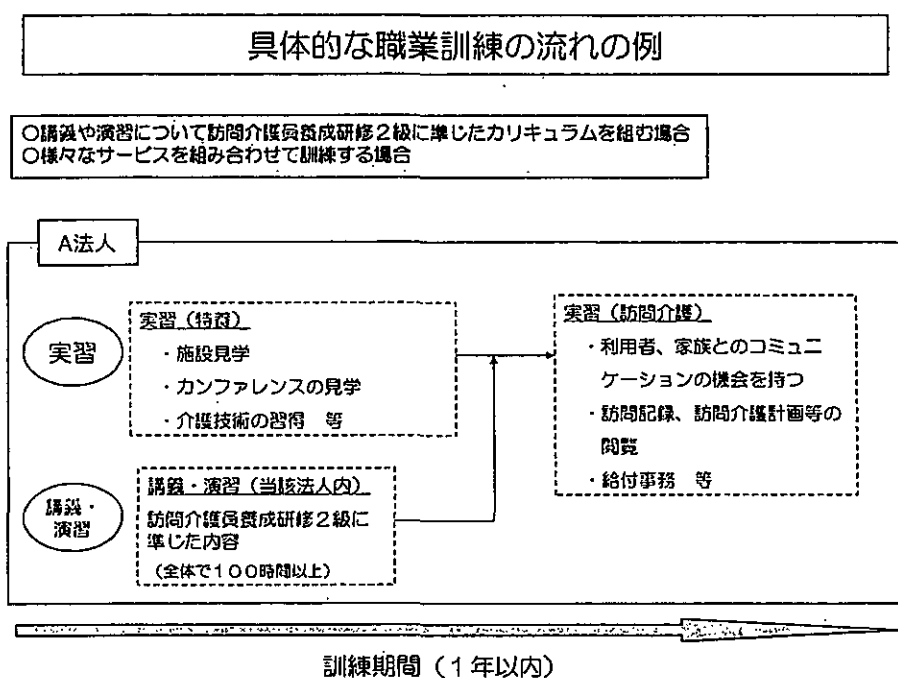
○職業訓練後の就労の継続性を高めるため、現行の介護職員の研修レベルの講義・演習と、比較的長期の社会福祉施設等における実習を受講することにより、介護職員としての即戦力を養成する内容とすることが望ましい。



○職業訓練コーディネーター機関が基準に基づき社会福祉施設等を選定

○介護保険法に基づく都道府県知事による指定 (介護保険法施行令第3条第1項第2号に基づく指定) ※新たに研修実施機関として指定する必要がある場合

上図は、座学と実習を組み合わせたもののイメージで、介護保険法施行規則第22条の27に規定する介護職員基礎研修課程、又は訪問介護員養成研修1級あるいは2級の実習に係るカリキュラムに加え、介護保険法等に係る給付管理事務や送迎等、社会福祉施設等の創意工夫によるOJT訓練を実施することを想定したものであるが、あくまで一例であり、今後作成される実施要綱に定められた基準に沿ってカリキュラムを設定する必要がある。



上図についても、訓練実施機関が同一法人内で、座学と実習を組み合わせることをイメージしたものであり、これに限ったものではない。

訓練の全体像については、訓練実施機関が、本事業に係るコーディネート機関（中央職業能力開発協会の予定）の助言・援助のもと、適切な訓練コースを設定することを予定している。

- なお、座学や実習を組み合わせる行うことが困難な場合には、複数の実施機関が共同で訓練コースを設定していくこと等も想定している。
- 中央職業能力開発協会は、本事業の訓練が求職者の再就職に真に資するものとして設定、実施されるよう、今後、訓練が満たすべき基準を策定し、公表することとなっている。

- なお、施設で受け入れる訓練人員については、小規模な社会福祉施設等においても実施可能となるように、例えば、事業所における訓練のみを行う場合は1人からでも実施可能となるように配慮する予定である。
  
- 具体的な訓練期間や訓練人員、訓練実施機関に支給される奨励金等事業の詳細については、今後職業能力開発局より発出される通知等を参照されたい。なお、通知が発出された際には、老健局からも各都道府県の福祉担当部局へ情報提供を行う予定であり、本事業の積極的な活用を図るよう、福祉関係事業所及び管内市町村へ周知願いたい。

# 地域相談体制の強化関係



#### 4. 地域相談体制の強化

##### 地域包括支援センター等における業務補助等を行う事業について

- 高齢者等が住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括支援センターや在宅介護支援センター等（以下「地域包括支援センター等」という。）に相談支援の専門職のバックアップを行う事務職員等を雇用する事業（以下「本事業」という。）を緊急雇用創出事業の事業例として新たに位置づけることとしている。
- 地域包括支援センター等に配置されている専門職（ケアマネジャー、保健師、社会福祉士）が、本来の相談支援業務に集中できる環境を作るため、利用者に関する情報整理等、専門職の業務を軽減するための事務や、認知症について正しい理解を持ち、認知症の方を適切な支援へつなげる業務等を行う職員を配置する事業である。

##### ○ 業務の例示

- ・利用者に関する情報の整理
- ・連絡会議等の開催のための関係者との連絡調整
- ・認知症の方に対する適切な支援へつなげるための業務 等

##### ○ 職員配置の例示

- ・事務職員
- ・認知症サポーター研修修了者など認知症の方への一定程度の理解がある者
- ・介護予防のケアプラン作成担当者  
などが考えられる。

※ なお、これらの業務等については、例示として挙げたものであり、地域の実情に応じた職員を配置することができる。

- 本事業は、地域包括支援センター等の実施主体である市町村が実施することを想定しているが、地域包括支援センター等の委託先に本事業の実施を委託することもできる。

- また、地域包括支援センターには、ランチ（住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつな

ぐための「窓口」やサブセンター（市町村や社会福祉法人等が、在宅介護支援センターの職員を地域包括支援センターの職員として採用するなどした後、その職員を、在宅介護支援センターに併設する地域包括支援センターの支所で勤務させ、地域包括支援センターの機能の一部を行わせるような形態）も含まれる。

- 本事業により雇用する職員の雇用期間については、実質的には1年間が限度となる。（緊急雇用創出事業における労働者の雇用・就業期間は原則6月未満とされているが、介護・福祉分野の事業については当該期間について1回に限り更新が認められているため）
- 雇用期間終了後、引き続き雇用を継続する場合は、地域支援事業交付金等の別財源を活用されるようお願いしたい。
- 都道府県におかれては、本事業を緊急雇用創出事業における重点分野として位置づけ、管内の市町村に積極的な活用を促されたい。
- 当事業のスキームは下図のとおりになっている。

